

## **[事案 2023-70] 三大疾病保険金支払請求**

・令和5年9月19日 裁定終了

### **<事案の概要>**

三大疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成7年1月に契約した定期保険について、平成30年9月に解約したが、約20年前に保険会社から三大疾病保険への変更の案内があった際、自分が適切に受け答えをしていれば、三大疾病保険に加入していたはずであったため、三大疾病保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

三大疾病は本契約の保障範囲外であり、申立人はその後もこれらを保障する保険に加入していないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約加入後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、三大疾病保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。